

保健福祉専門部会協議内容一覧

佐久市・臼田町・浅科村・望月町 合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	17	030301010106	社会 障害者福祉	保護司会補助金	24	佐久市・臼田町・望月町が実施しているが、交付金額・交付方法に差異がある。	合併時、統一した基準を設け実施する。	保護司会の運営等に対する補助金を交付 会員数：45人(佐久市27人、臼田町7人、浅科村5人、望月町6人) 【事業の目的】 ・更生保護事業法による犯罪者の更生予防補導及び援護並びに非行防止活動 ・社会を明るくする運動 【その他】 事業の取り扱いについては佐久市の例による。
2	17	030301010108	社会 障害者福祉	民生児童委員協議会補助金	25	4市町村が実施しているが、佐久市・望月町は単独での補助をしており差異がある。	合併時、統一した基準を設け実施する。	事業の目的 地域福祉活動の推進 補助金算定額(年額) 活動費、協議会運営費 県交付金額(県交付金を充当する。) 単独分：6,000円/人と民生委員手帳分 事業の取り扱いについては佐久市の例による。
3	17	030301010111	社会 障害者福祉	市町村人権擁護委員会補助金	26	臼田町が単独で実施している。	佐久圏域で設けている佐久人権擁護委員協議会へ新市として補助を実施することとしているため、合併時廃止する。	
4	17	030301010112	社会 障害者福祉	更生保護婦人会補助金	27	臼田町・望月町が実施している。	更生保護婦人会が有志婦人の自主的な団体でありボランティア的な性格なことから、合併時廃止する。	
5	17	030301010118	社会 障害者福祉	社会福祉施設整備事業補助金(社会福祉法対象施設)	28	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において実施する。	社会福祉法・児童福祉法にもとづく社会福祉施設の整備に伴う事業経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 【補助対象】 国、県並びに日本船舶振興会、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会及び中央競馬社会福祉財団の認定した補助事業 【補助率】 社会福祉法の第1種事業：国・県 寄付を除いた2分の1以内で五千万円を限度 児童福祉法の私立保育所：国・県 寄付を除いた2分の1以内で五千万円を限度 社会福祉法の第2種のうち老人デイサービス、老人介護支援センター 国・県 寄付を除いた10分の10で五千万円を限度
6	17	030301010201	社会 障害者福祉	遺族会補助金	29	佐久市・臼田町・望月町が実施しているが、交付金額・交付方法に差異がある。	合併時、団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。	【概要】 会員数：1,417人(平成15年4月1日現在)(佐久市：882人、臼田町：210人、浅科村：125人、望月町：200人) 【対象者】遺族会
7	17	030301010202	社会 障害者福祉	傷痍軍人会補助金	30	佐久市・臼田町が実施しているが、交付金額・交付方法に差異がある。	合併時、団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。	【概要】 会員数：161人(平成15年4月1日現在)(佐久市：76人、臼田町：21人、浅科村：23人、望月町：41人) 【対象者】傷痍軍人会

8	17	030301020102	社会 障害者福祉	小諸学舎デイサービス利用者負担金	31	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市の区域で現行どおり実施する。	デイサービス事業の内容 在宅の障害者が、デイサービスセンターへ通所して、創作活動、軽作業、日常生活行動訓練等を行う
9	17	030301020105	社会 障害者福祉	身体障害者福祉協会運営費補助金	32	佐久市・臼田町が実施しているが、交付金額・交付方法に差異がある。	合併時、団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。	【概要】 会員数：1,555人(佐久市：598人、臼田町：260人、浅科村：253人、望月町444人) 【対象者】身体障害者福祉協会
10	17	030301020110	社会 障害者福祉	心身障害者希望の旅事業補助金	33	佐久市・臼田町・望月町は補助金で実施しているが、浅科村は委託事業で実施しており差異がある。	合併時、補助事業により実施する。	在宅の重度心身障害者とその家族の生きがいを高め、社会との交流の場を提供するための新市社会福祉協議会が実施する心身障害者希望の旅事業に対し補助を行う 【補助対象者】新市社会福祉協議会
11	17	030301020205	社会 障害者福祉	交通災害共済掛金給付	34	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	身障手帳2級以上所持者と療育手帳所持者に対し、長野県民交通共済の加入掛金を新市が負担する。 【対象者】 身体障害者2級以上の所持者。療育手帳所持者 【給付額】1人年額400円
12	17	030301020211	社会 障害者福祉	障害者介護用品購入券交付事業	35	臼田町・浅科村で給付しているが、給付金額・給付方法に差異がある。	合併時、統一した基準を設け新市の区域で実施する。	在宅介護用品などを利用している障害者を介護している低所得者の家族に対して紙おむつ等介護用品を給付し、家庭介護者の負担の軽減を図る。 【対象者】 市内に住所を有する市町村民税非課税世帯に属するもので、身体障害者手帳、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳を所持している65歳未満の者を在宅で介護している介護者。 【納付品の額】 障害の状態を、軽度・中度・重度に分け、給付額相当の介護用品を給付する。状態の区分けは、介護保険制度の介護認定調査基準を準用し、調査し決定する。 軽度 月額 1,000円相当の介護用品 中度 月額 3,500円相当の介護用品 重度 月額 6,250円相当の介護用品 軽度 要支援 要介護1程度 中度 要介護2 要介護3程度 重度 要介護4 要介護5程度 【給付内容】介護用品(紙おむつ、尿取パット、防水シート等) *あらかじめ市が指定した商品について入札により業者を指定し、契約により給付。
13	17	030301020212	社会 障害者福祉	外国人障害者特別給付金支給	36	佐久市・浅科村・望月町が実施している。	合併時、新市において実施する。	新市に住民登録を有する外国人で、公的年金の支給を受けることのできない障害者に対し特別給付金を支給することにより、外国人障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。 【支給額】月額20,000円
14	17	030301020301	社会 障害者福祉	特別障害者手当認定委嘱医師報酬(浅間病院負担金)	37	佐久市が単独で実施している(町村は佐久福祉事務所にて実施している。)	合併時、佐久市の例による。	特別障害者手当支給にあたり提出された診断書により、障害程度が支給要件に該当するか否かの認定を、医師に委嘱して実施する。その嘱託した医師への報酬(浅間総合病院の場合は負担金)を支払う 【その他】 特別障害者手当支給は新市の福祉事務所が行う。報酬額は、非常勤特別職の協議の取扱いによる。

15	17	030301030101	社会 障害者福祉	手をつなく親の会補助金	38	佐久市・臼田町が実施しているが、交付金額・交付方法に差異がある。	合併時、団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。	福祉事務所及び諸施設をはじめ、関係団体と連携をとり、社会の理解を得ながら知的障害者の親たちの仲間意識を一層高揚させるとともに、発達障害者の福祉向上を目指す。 会員数 163名 (佐久市 118名、臼田町 27名、浅科村 8名、望月町 10名) 【対象者】手をつなく親の会
16	24	010301020408	社会 障害者福祉	障害者共同作業所訓練事業	39	4市町村が実施しているが、佐久市・望月町は委託で、臼田町・浅科村は直営で事業を実施している。	合併時、新市の区域において継続して実施する。	就労が困難な障害者の自立を助長し、生きがいを高め、社会復帰の促進を図る。 【事業実施箇所】 佐久市共同作業センター 定員 25名 手をつなく親の会へ運営委託 臼田町共同作業センター 定員 10～19名 直営 浅科村ふれあいホーム 定員 20名 直営 望月町ひまわり共同作業所 定員 5名以上 社会福祉協議会へ運営委託 *直営運営方法は合併時には現状で実施し、合併後新市において検討し統一する。
17	24	010301060101	社会 障害者福祉	知的障害者更正施設 臼田啓明園管理運営事業	40	臼田町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	知的障害者福祉法第19条第2項(知的障害者を入所させて、その更生に必要な支援及び訓練を行う)により設置された地方公共団体直営の施設である。 ・入所者数 50名
18	24	010301070101	社会 障害者福祉	知的障害児施設 臼田学園管理運営事業	41	臼田町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	児童福祉法第42条(知的障害の児童を入所させ保護するとともに自立生活に必要な知識技能を与える。)により設置された地方公共団体直営の施設である。 ・入所者数 30名
19	25	040301010102	社会 障害者福祉	民生児童委員協議会	42	1.4市町村で協議会を組織しているが、佐久市は任意の市民生委員協議会を1組織し、3町村はそれぞれ法定の町村民生委員協議会を1ずつ組織している。 2.佐久市のみ、法定による地区民生委員協議会を4組織している。	合併時、新市民生児童委員全体での任意の協議会を組織し、現在ある法定の協議会は新市の地区民生児童委員協議会として、それぞれ存続する。	新市の民生児童委員全員での任意による民生児童委員協議会を、新市で統一して組織する。 現在ある法定による協議会は地区民生児童委員協議会として、それぞれ存続する。 ・民生委員 浅間地区 49名 野沢地区 34名 中込地区 34名 東地区 13名 臼田地区 40名 浅科地区 18名 望月地区 32名 ・主任児童委員 浅間地区 3名 野沢地区 2名 中込地区 2名 東地区 2名 臼田地区 2名 浅科地区 2名 望月地区 2名 委員数等は合併時は現行のままとし、新市での民生児童委員改選時に調整する(平成19年予定)。新市民生児童委員協議会及び地区民生児童委員協議会の詳細な組織構成は、新市の民生児童委員協議会で決定する。
20	25	060301010101	社会 障害者福祉	社会福祉協議会	43	4市町村が、社会福祉法によりそれぞれ社会福祉協議会を設置している。	合併時、社会福祉法第109条に基づき新市社会福祉協議会として統合する。	市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条「又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において事業を行うことにより地域福祉の増進を図ることを目的とする団体(条文から抜粋)」と規定されているため、4市町村の合併に併せ4市町村社会福祉協議会も新市社会福祉協議会として統合する。新市社会福祉協議会の定款や細則、事業及び活動、事業計画、組織機構等の詳細は、4市町村社会福祉協議会で協議調整を行う
21	28-3	010301010103	社会 障害者福祉	福祉委員組織運営事業	45	4市町村と七福祉委員は民生委員が兼務しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	・民生委員に福祉委員を委嘱する。 報酬額は、非常勤特別職の協議の取扱いによる。

22	28-3	010301010104	社会 障害者福祉	結婚仲介事業委託	46	臼田町・浅科村が実施している。	利用者が少なく、また、仲人を立てず結婚するなど結婚形態が変化しているため、合併時廃止する。	
23	28-3	010301010105	社会 障害者福祉	心配事相談事業委託	47	4市町村が実施しているが、実施方法等に差異がある。	合併時、補助事業として実施する。なお、臼田町、浅科村、望月町が同時に実施している行政相談は別に実施する。	住民の抱える諸問題、心配事の相談に応じ、適切な助言指導を行うことにより生活の安定と福祉の向上を図るため、新市の社会福祉協議会が主体となって行う「心配事相談事業」の実施に対し補助をする。 【補助対象事業】心配事相談事業 【補助対象者】新市社会福祉協議会 【その他】 1)臼田町・浅科村・望月町が同時に実施している行政相談(苦情の相談業務により行政の民主的な運営に寄与することを目的に実施)は、心配事相談事業への補助とは別に実施する。 2)実施にあたっての詳細は、新市社会福祉協議会と協議する。
24	28-3	010301010108	社会 障害者福祉	社会福祉法人の助成	48	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	社会福祉法第58条第一項の規定により新市が社会福祉法人に助成する 【対象者】社会福祉法人
25	28-3	010301010202	社会 障害者福祉	戦傷病者・戦没者援護事業	49	4市町村が事業を実施しているが、追悼式の開催回数・実施主体等に差異がある。	合併時、地域の実情を勘案し、新市において一本化した追悼式を実施する。	戦傷病者補装具の給付申請手続きの窓口 戦没者遺族への支援(補助金交付特別弔意金等の相談請求義務、戦没者追悼式) 傷痍軍人会への補助金交付、事務局担当。
26	28-3	010301010203	社会 障害者福祉	災害弔慰金支給及び災害援護資金貸付援助業務	50	4市町村が実施しているが、事業内容に差異がある。	合併時、統一した基準を設け、新市の区域で実施する。	災害弔慰金の支給に関する法律及び同法施行令の規定に準拠し、弔慰金等の支給貸付を行う 【災害弔慰金】 死亡当時生計を主として維持してきた場合：500万円 その他の場合：250万円 【災害障害者見舞金】 死亡当時生計を主として維持してきた場合：250万円 その他の場合：125万円 【災害援護資金貸付】 世帯主の負傷の有無、住宅の被害の状況に応じ：50万円～350万円 償還期間等：10年 据置期間：3年(ただし、事情により5年) 据置期間中は無利子、その後年3%(ただし、限度額あり) 【対象者】 暴風豪雨の自然災害に死亡した遺族。

27	28-3	010301010204	社会 障害者福祉	災害見舞援護事業	51	1.4市町村が災害見舞金を支給しているが、支給対象者・要件・金額に差異がある。 2.佐久市・浅科村が救護品を支給している。	合併時、統一した基準を設け、新市の区域で実施する。	市内に発生した災害により被災した市民に見舞金・見舞品を交付する。 【見舞金】 火災全焼:100,000円 半焼:50,000円 一部焼失:30,000円 風水害震災全壊:100,000円 流失:100,000円 埋没:100,000円 半壊:50,000円 一部損傷:30,000円 床上浸水:50,000円 床上土砂浸入:50,000円 上記の災害で人身の被害があるもの 死亡:100,000円 重傷:50,000円 1世帯で家屋被害と人身被害がある場合該当する見舞金等を併せて支給する。 【救護品】寝具等(被害の状況による) 【対象者】 市内に発生した災害により被害を受けた市民。
28	28-3	010301020401	社会 障害者福祉	手話通訳要約筆記者派遣事業	52	佐久市・臼田町・望月町が実施している。	合併時、統一した基準を設け、新市の区域で実施する。	聴覚障害者に対して手話通訳要約筆記者を派遣することにより聴覚障害者の福祉増進を図る。 対象者:聴覚障害者等(音声または言語機能障害者を含む) 派遣範囲:更生援護に関する相談・指導・会議における意志の疎通等の市長が認めた範囲 通訳手当の額:長野県要綱により定めた報酬費と交通費の実費(ガソリン単価は県の基準による) その他:県障害者の生活圏拡大支援事業該当事業補助率1/2
29	28-3	010301020501	社会 障害者福祉	高校生ボランティア研修会委託事業	53	佐久市が単独で実施している。	ボランティア育成事業は、新市社会福祉協議会の主体事業とするため、合併時廃止する。	
30	16	010302040201	児童福祉	保育料	54	4市町村間で階層区分・保育料に差異がある。	合併時、国の徴収基準を基にした10階層とし、保育料を統一して実施する。	保育料は、保護者から保育場運営に必要な経費の一部を徴収するもので、その徴収額は保護者の市町村民税・所得税額等により決定する。 【調整案】 階層区分:国の徴収基準をもとにし、10階層に細分化し統一する。 保育料:附票(P22)により統一する。 【その他】 保育料の算定及び請求等の詳細な事務取扱いについては佐久市の例による
31	17	010302020403	児童福祉	母子寡婦福祉資金借入利子補給	56	浅科村・望月町が実施している。	住宅・転宅・結婚以外の就学・就職支度・技能取得等生活に必要性が高い事由による資金の貸付については、新市において母子小口貸付として無利子で貸付を実施するため、母子寡婦福祉資金についての借入利子補給は合併時廃止する。ただし、合併日の前日に母子寡婦福祉資金借入利子補給を受けていた者については、その償還期間に限り経過措置として従前どおり支給する。	

32	17	030302010301	児童福祉	児童遊園遊具設置及び補修事業補助金	57	佐久市・臼田町・浅科村で実施しているが、経費負担について臼田町・浅科村は全額町村負担、佐久市は一部負担と差異がある。	合併時、新市による一部負担の補助事業により実施する。	<p>児童に健全な遊びを与え、健康の増進を図り、情操を豊かにするとともに、交通・水難等の事故から児童を守るため、区が児童遊園に遊具を設置する事業又は遊具を補修する事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>【種類・経費・補助率】 遊具設置 区が児童遊園に設置する遊具に要する経費の2/3以内。ただし20万円を上限とする。 遊具補修 区が所有する児童遊園の遊具の補修に要する経費。ただし1万円以上の経費とし、同事業で設置した遊具で区が管理しているもの。</p> <p>【その他】 遊具設置事業では、標準的設備としての遊具(ブランコ・砂場・滑り台・ジャングルジム等)を設置するものであること。</p>
33	17	030302010401	児童福祉	日本宇宙少年団佐久分団活動補助金	58	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による	<p>次世代をになう青少年に対し、宇宙及び科学への探求心向上を促すとともに、国際社会へ貢献できる人材を養成し、青少年の健全育成に寄与できることを目的とした「日本宇宙少年団佐久分団」に予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>【補助金額】100,000円 【日本宇宙少年団佐久分団事業内容】宇宙や科学に関することを主とした定例活動・財団法人日本宇宙少年団または他の分団が行う事業等への参加及び協力・地域社会への貢献・その他、分団の目的達成のために必要な事業。</p>
34	17	030302020101	児童福祉	母子寡婦福祉会補助金	59	佐久市が単独で会へ補助している。	合併時に、佐久市の例により実施する	母子・寡婦家庭等の福祉の向上を目的に活動をしている母子寡婦福祉会へ、補助金を交付する。
35	17	030302020104	児童福祉	母子世帯等児童・生徒入学卒業激励費	60	佐久市が単独で支給している。また、長野県「家庭等児童福祉金支給事業」は、平成16年を以って廃止される予定である。	記念品(図書券)の贈呈ではなく、母子福祉施策の充実により対応するため、合併時廃止する。	
36	17	030302020201	児童福祉	交通・災害遺児給付金	61	佐久市が単独で支給している。	合併時、新市の区域において実施する。	<p>児童福祉の増進を図るため、交通事故または災害事故により父または母を失った遺児等に交通・災害遺児給付金を支給する。</p> <p>【支給対象者】 交通事故または災害事故により市内に住所を有していた父または母が死亡または重度の障害者となった満18歳(1月1日現在年齢)に満たない児童・遺児等に給付金を支給する月の初日前6月から引き続いて市内に住所を有するもの。</p> <p>【給付金額等】遺児一人につき、年額7,000円 【その他】毎月8月に支給する。</p>
37	17	030302040301	児童福祉	私立保育所運営費補助金	62	佐久市・臼田町が補助交付しているが、補助金算定基準に差異がある。	合併時、基準を定めて補助交付する。	<p>私立保育所の運営に対し補助を行う</p> <p>【対象者】私立保育園 【補助金算定基準】 運営費：児童一人あたり8,700円/年 職員被服費：職員一人あたり5,000円/年 児童給食費：児童一人あたり2,100円/年 *対象年度の12月1日現在児童数・職員数で算定。 運営費・児童給食費は定員を限度とする。</p>

38	17	030302040303	児童福祉	社会福祉施設設備事業補助金 (私立保育園施設)	63	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例により新市の区域において実施する。	私立保育園が行う施設整備事業の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 【対象者】私立保育園 【対象事業】国・県並びに日本船舶振興会・日本自転車振興会・日本小型自動車振興会・中央競馬社会福祉財団の認定した補助事業または助成事業とする。 【補助額】規定により算出した事業経費額から補助金・寄付金・その他の額を差し引いた額の1/2とし、5,000万円を限度とする。
39	24	010302040101	児童福祉	公立保育所管理運営事業	64	保育日数は、佐久市が270日以上、臼田町が280日以上、浅科村・望月町が285日以上と差異がある。また、保育時間については、佐久市・臼田町は原則8時間として土曜日については定めないが、浅科村・望月町は原則8時間とし、土曜日については4時間としていて差異がある。	合併時、保育実施園は現行どおりとし、定員は現行を基本にし、保育日数・保育時間は新たな基準を設け実施する。	保育所管理運営について必要な事項を管理規則で定め実施する。 (1)定員は現行を基本とし、それぞれの園の規模に応じて設定する。 (2)保育日数については290日以上とする。 (3)保育時間は原則8時間とする。 管理運営の詳細は、佐久市の例を基本とした新たな管理規則を制定する。
40	25	040302010101	児童福祉	児童館運営委員会	65	佐久市が単独で実施している。	新市において児童館や保育所等子育て支援事業を包括する「仮称 子育て支援審議会」を設置し、児童館運営委員会はその審議会に統合するため、合併時廃止する。	
41	25	040302010201	児童福祉	子ども未来館運営委員会	66	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による	子供未来館の運営を円滑に行うため、子ども未来館運営協議会を設置する。 【運営委員】委員は11人以内をもって組織し、次の者の中から市長が委嘱する。 学識経験者、その他の市長が特に必要と認めた者 【任期】2年
42	25	040302020101	児童福祉	保育所等運営委員会	67	臼田町が単独で保育所の運営を審議する委員会を設置している(佐久市は児童館の運営のみを審議する委員会を設置し、浅科村は設置しておらず、望月町は保育計画作成や子供の育成のための懇話会を設置している。)	新市において児童館や保育所等子育て支援事業関係を包括する「仮称 子育て支援審議会」を設置し、保育所等運営委員会はその審議会に統合するため、合併時廃止する。	
43	25	060302010101	児童福祉	母子寡婦福祉会	68	4市町村に母子寡婦福祉会があり、統合について調整がいる。	合併時、組織を統合し新市に移行する。	新市の母子・父子家庭等の母・父及び寡婦をもって組織する。集い事業・いきいき事業の開催や、各種大会・研修会への参加、母子小口貸付金など会員相互の親睦と福祉向上を積極的に推進する。

44	28-3	010302010101	児童福祉	心身障害児母子通園訓練事業	69	1.佐久市 臼田町は母子通園訓練施設が設置され実施されているが、浅科村・望月町は佐久市の施設を利用して実施している。 2.佐久市 浅科村 望月町と 臼田町で対象者・運営内容に差異がある。	合併時、対象者・運営内容を統一し、事業を継続して実施する	就学前の心身障害児に対し、心身発達のための訓練及び健全な母子関係の形成を援助する。 【対象者】就学前の心身障害児とその保護者 【実施箇所】2箇所 【内容】 遊戯場面を中心とした訓練の実施 月間行事の実施 医学的診断事業の実施 機能訓練事業の実施 関係機関との連絡調整(児童相談所等) *週3回開設(月・水・金)運営は市とし、訓練業務は委託とする。 *施設のない佐久管内の町村の入所希望者は、定員の範囲内で入所を認めることができる。この場合負担金を徴収する。 *就学児童については養護学校及び小中学校特殊学級等での対応。
45	28-3	010302010201	児童福祉	家庭児童相談室	70	佐久市は佐久市福祉事務所及び児童館にて実施しているが、臼田町・浅科村・望月町は佐久福祉事務所(佐久地方事務所内)で実施している。	合併時、佐久市の例による。	子どもをどまぐ様々な問題について、相談・指導・援助を行う。また必要な機関と連絡調整をおこなう 【対象者】児童及び児童の保護者等 【内容】 福祉事務所内家相談室:毎週月曜～金曜、午前9時～午後4時、相談者は子ども特別対策推進員 児童館家庭児童相談室:毎週月曜～金曜、午後1時～午後4時、相談者は各児童館長(家庭相談員兼務) 【相談方法】電話・来庁・来館による相談。
46	28-3	010302010301	児童福祉	子育てサロン	71	佐久市が単独で実施している。	合併時、各児童館で佐久市の例により実施する。	子育てに対する悩みや不安の軽減を子育て専門員への相談等により、図り、様々な遊びを通して子どもと向き合うことの楽しさを育児の楽しさを見いだせるよう実施する。 【対象者】就学前児童とその保護者 【内容】 子育て相談 親子体操 パネルシアター等手遊び 砂場遊び 保育園児小学生との違年齢交流 水遊び(簡易プール) 育児講座(調理実習) 【開催場所】各児童館及び上記活動が可能な場所 【開催回数】各場所概ね月2回 【スタッフ】子育て専門相談員、保健師、保育士、栄養士、看護師等
47	28-3	010302010303	児童福祉	お兄さんと遊ぼう事業	72	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例により新市の区域で実施する。	佐久市の例により事業を実施し子育て支援の充実を図る。 【対象者】母子父子家庭の児童(小学校1年生～6年生) 【参加料】無料(クリスマス会等一部負担あり) 【内容】専門講師や一般・学生・民生児童委員・保育士・地域で協力頂けるボランティアの方等との体験活動 【回数】年11回(登録家庭に各回ごとに連絡する) 【実施方法】募集要綱を対象者に送付し、希望者は期限内に申し込む登録制。



48	28-3	010302010401	児童福祉	児童館運営	73	佐久市のみが設置し運営している。	合併時、佐久市の例により統一して実施する。	<p>児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的に児童館を設置し運営する。</p> <p>【運営内容】</p> <p>(1)利用対象者 小学生 保護者同伴の就業前児童 市長が認めた者</p> <p>(2)開館時間 平日(学校の事業がある日)は午前10時から午後7時まで。学校が長期休業日等・土曜日及び祝日は午前8時から午後6時まで。ただし、日曜日に開館の場合は午前8時から午後6時までを基本。</p> <p>(3)保護者同伴の就学前児童の利用時間 平日(学校の事業がある日)の午前10時から正午まで。</p> <p>(4)利用形態 自由来館制(市内のどの児童館も利用できる)で、利用料は無料。</p> <p>(5)休館日等 日曜日(岩村田・中込児童館は除く)、年末年始(12月29～1月3日)</p> <p>(6)職員体制 館長1名(嘱託)、児童厚生員1名(嘱託)、その他は日々雇用にて対応</p>
49	28-3	010302020101	児童福祉	母子証明書交付	74	4市町村が同様に証明書を交付しているが、手数料を佐久市・浅科村・望月町は徴収していないが、臼田町は徴収している差異がある。	合併時、現行により証明書を交付し、手数料は徴収しないこととする。	<p>高校の授業料・公営住宅の使用料等母子家庭等が他の公共機関の優遇制度を活用する際に、必要な証明書を本人の申請により交付する。</p> <p>【対象者】母子家庭の母、寡婦</p>
50	28-3	010302020103	児童福祉	母子寡婦福祉会事務局	75	佐久市は佐久市福祉事務所で事務局を担当しているが、臼田町は会が自ら行い、浅科村・望月町は町村社会福祉協議会が会の事務局を行っている。	合併時、福祉事務所において実施する	<p>総会の開催、母・父と子の集い事業(県補助事業)の開催、各種大会や研修会への参加、各種補助金等申請事務、母子小口貸付金に関する事務及び会に関する一般事務。</p> <p>【対象者】母子及び寡婦福祉法に規定する母子及び寡婦等。</p>
51	28-3	010302020402	児童福祉	母子小口貸付	76	佐久市が母子寡婦を対象とした貸付を単独で実施している。(市町村社会福祉協議会では被保護世帯向けの貸付業務をしている。)	合併時、佐久市の例により新市の区域で実施する。	<p>母子家庭の母及び寡婦に対して貸付、経済的自立と生活意欲の助長促進を図る。</p> <p>【事業内容】</p> <p>母子寡婦福祉会に貸付原資300万円を貸付し、貸付業務については母子寡婦福祉会が行う</p> <p>貸付限度額：100,000円</p> <p>返済期間：15ヶ月以内</p> <p>手数料：残金に対して5/1,000円 返済期間を超えた場合は10/1,000円</p> <p>保証人：一人必要</p> <p>その他：手数料は母子寡婦福祉会の運営費とする。</p> <p>【対象者】新市内の母子家庭の母及び寡婦</p> <p>【その他】</p> <p>長野県母子寡婦福祉資金の業務は福祉事務所が行うこととなっており、母子寡婦を対象とした貸付の窓口一元化が必要。</p>
52	28-3	010302040109	児童福祉	園医委嘱・解職	77	園医等の委嘱について、佐久市は医師会へ依頼し推薦を受け委嘱しているが、臼田町・浅科村・望月町は医療機関へ直接依頼して委嘱している、差異がある。	合併時、医師会へ依頼し推薦を受け委嘱する。	<p>新市においては医師会へ推薦を依頼し推薦を受けた医師等へ園医を委嘱する。報酬については推薦依頼をする医師会と協議する。</p>
53	28-3	010302040301	児童福祉	保育時間	78	保育基本時間は4市町村が同様に実施しているが、延長保育(開所・閉所時間)は4市町村の各保育所ごとに差異がある。	合併時、保育基本時間は現行どおりとし、延長保育(開所・閉所時間)は午前7時30分から午後7時までを基本とし、実施にあたっては、各保育所の実情に応じて実施する。	<p>保育所の基本保育時間と延長時間(開所・閉所時間)を定める。</p> <p>【基本保育時間】</p> <p>月曜日から金曜日：午前8時から午後4時まで</p> <p>土曜日：午前8時から正午まで</p>

54	28-3	010302040801	児童福祉	一時保育事業	79	4市町村で実施しているが、保育料 対象者や保育期間等に差異がある。	合併時、実施園については現行どおりとし、保育料 対象者や保育期間等については統一して新市の区域で実施する。	緊急又は一時的に家庭保育が困難となる児童を一時的に保育する。 【保育期間】月 12日程度 【保育時間】基本保育時間 【保育料】 3歳以上児 :日額 900円 3歳未満児 :日額 2,000円 (当該年度 4月 1日現在の年齢による) 給食費 :日額 400円 (持参の場合この限りでない) 【対象者】佐久市の例による
55	28-3	010302040802	児童福祉	長時間保育 (延長保育)事業	80	4市町村が実施しているが、長時間保育 (延長保育)時間及び料金に差異がある。	合併時、公立保育所の長時間保育(延長保育)時間は午前 7時 30分から午前 8時までと 午後 4時から午後 7時までを基本とし、実施にあたっては各保育所の実情に合わせて実施する。長時間保育(延長保育)料金については時間あたり150円とする。	通常の保育時間 (基本保育時間)を超えて保育を必要とする児童に対し、保育時間の延長を行う 私立保育所の長時間保育(延長保育)時間は各保育所の実情とする。
56	28-3	010302040804	児童福祉	家庭保育委託事業	81	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	家庭保育員を設置し、保育にかける児童に対し、適切な保護を与える。 【対象児童】市内に住所を有する保育にかける生後 2ヶ月から3歳未満の児童 【家庭保育の資格要件】 市内に住所を有する25歳から60歳までの者。 児童の保育に熱意を持ち、知識 技能または、経験があり、かつ、児童に対して豊かな愛情を持っている。 家庭生活が健全であり、家事以外の仕事をもち、児童の保育に専念できるもの。 屋外遊びの場として敷地内に適当な広さの場所があるか、付近に、公園空き地があること。 緊急外出のための代理人があること。 保育専用室として、敷地内に、通風 採光のよい 9.9㎡以上の部屋が 1階にあること。
57	28-3	010302040808	児童福祉	休日保育事業	82	佐久市が単独で実施している。	合併時、当面は現行どおり実施し、保育の需要に合わせて新市の区域で実施園を広げていく。	実施保育園 :岩村田・岸野保育園の 2園 実施日 :日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日 対象児童 :日曜日及び休日に保護者の就労等の都合により家庭で保育できない保育園に通園している児童 保育時間 :午前 8時 ~ 午後 4時まで (保護者の事情により午後 6時までの延長保育も実施) 利用手続 (1)登録 :予め「休日保育利用登録申請書」を実施園に提出 (2)利用申し込み :利用登録決定後、「休日保育利用申込書」を原則として、利用月前月の25日までに実施園に提出 保育料 3歳以上児 (4時間以内)450円 (4時間超)900円 3歳未満児 (4時間以内)1,000円 (4時間超)2,000円 給食 :自由保育と同様に間食は提供するが、昼食は持参

58	28-3	010302040809	児童福祉	保育キーパー設置事業	83	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例を基本に新市の区域において実施する。	核家族化が進み、祖父母との関係が希薄になる中で、高齢者との触れ合いを深めことにより培われる優しさや思いやりを育む情操教育の推進と施設の営繕や保育環境の整備を行う 雇用形態：3時間パート職員 担当保育園：1人公立保育園5～6園を受け持ち、各園1週間ごとのローテーションによる輪番制 勤務日：原則として、月・水・金の3日間（年末年始を除く） 勤務時間：原則として、午前9時～正午までの3時間 職務 (1)保育施設の小破修繕 (2)園庭の整備 (3)児童の安全対策 (4)園児との交流 (5)地域に伝わる行事 遊び等の指導を園長の指示に基づき実施する
59	28-3	010302040810	児童福祉	公立保育所 苦情等相談窓口設置事業	84	4市町村で実施しているが推進体制に差異がある。	合併時、各保育園長を苦情等解決責任者とし、苦情等受付担当者を決め、第三者を加えた相談窓口を設置し実施する。	公立保育所に対する保護者からの意見、要望、苦情等に対応するため、第三者を加えた相談窓口を設置し、適切で迅速な苦情解決に努めることにより、保育所利用者の満足度を高め、利用者の権利の擁護と保育所への信頼の確保を目的とする。 【推進体制】佐久市の例を基本に実施する。 苦情等解決責任者：各保育園の園長（施設長） 苦情等受付責任者：各保育園の主任保育士 第三者委員：子ども特別対策推進委員、主任児童委員 【苦情等の解決】 苦情等の解決結果は「苦情等の解決結果報告書」により文書で苦情解決責任者（園長）から申出人に報告。
60	17	010303010525	高齢者福祉	介護用品給付事業	85	4市町村で実施しているが、給付対象者 給付方法 給付金額に差異がある。	合併時、新市において基準を設け実施する。	介護認定者のうち、痴呆高齢者などで比較的軽度なものであっても紙おむつ等介護用品を使用している者が多い状況を考慮し「要介護及び要支援認定を受けている高齢者、若しくは相当の者の高齢者」で、在宅の介護用品等を利用している高齢者を介護している、低所得者の家族に対して、紙おむつ等介護用品を給付し、家庭介護者の負担の軽減を図る。 【対象者】市内に住所を有する市町村民税非課税世帯に属する者で、要介護及び要支援認定を受けている高齢者若しくは相当の者の高齢者を在宅で介護している介護者 【給付品の額】 要支援・要介護1 月額1,000円相当の介護用品 要介護2・3 月額3,500円相当の介護用品 要介護4・5 月額6,250円相当の介護用品 【給付内容】 介護用品（紙おむつ、尿とりパット、防水シート等） * あらかじめ市が指定した商品について入札により業者を指定し、契約により給付

61	17	030303010202	高齢者福祉	徘徊高齢者 家族支援サービス事業補助金	86	佐久市・浅科村が実施しているが、実施方法に 差異がある。	合併時、初期費用の1/3を限度として補助をす る。	徘徊のある在宅痴呆性高齢者の介護者が、位置を検 索できるシステム(GPS)を導入する場合に、導入時の 加入料及び機器代の一部を補助し介護に掛かる手間と ストレスを軽減するとともに、地方高齢者の事故の防止を 図り、安全性を確保する。 【補助対象者】徘徊のある在宅痴呆性高齢者を介護して いる者 【補助金】システム利用にあたり、初期費用(加入料及び 機器代)の1/3を限度に補助をする。月々のリース料 や、機器の維持費・更新費は、本人負担とする。 【その他】国県補助対象事業 補助率:3/4
62	17	030303010203	高齢者福祉	地域住民グループ支援事業補助金	87	浅科村が単独で実施している。	ボランティア活動の育成・支援及び高揚を目的と した補助金であり、社会福祉協議会が主体的事 業として取り組んでいるボランティア育成等を目 的とした各種事業において対応するため、合併 時廃止する。	
63	17	030303010204	高齢者福祉	高齢者住宅改修支援事業	88	佐久市・浅科村が実施している。	合併時、予算の範囲内で新市の区域で実施す る。	ひとり暮らしの高齢者が居住する住宅に、ボランティア 団体等が無償で行う軽微な改修や補修に要した材料の 費用に対して予算の範囲内で支給し、住み慣れた地域 社会の中で自立した在宅生活の継続を支援する。 【支給対象額】 日常生活を営む上で、緊急に必要な回収や補修に使用 する材料費とする。 【対象者】 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯に属する低所得者高齢者であって、在 宅で生活を送っている者。
64	17	030303010206	高齢者福祉	高齢者弔慰金	89	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	90歳以上の高齢者の死亡に際し、長い歳月にわたり その知識や経験などにより、市の発展貢献されたご苦労 に対し敬意を表するため、霊前に香典及び花輪を供え る。 弔慰金額:1,000円とし、他に花輪を供える。
65	17	030303010211	高齢者福祉	高齢者等家庭介護者入浴券交付	90	浅科村が実施している。	介護の慰労を目的とした入浴券の交付でなく、家 庭介護者支援・交流事業などの各種介護者支援 事業を充実するため、合併時廃止する。	
66	17	030303010303	高齢者福祉	在宅介護支援センター 出向職員負担金	91	浅科村が単独で実施している。	新市において業務遂行に必要な資格を取得して いる職員により対応が可能のため、合併時廃止と する	
67	17	030303010402	高齢者福祉	敬老会補助金	92	佐久市・臼田町で実施しているが、補助金額に 差異がある。	合併時、補助金額を一人当たり300円に統一し て実施する。	各地区で実施されている敬老行事(敬老会)へ助成す る。 【対象者】70歳以上の者
68	17	030303010403	高齢者福祉	老人福祉センター運営費補助金	93	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、現行どおりとする。	高齢者の生きがい対策のため、新市社会福祉協議会 が所有し運営する老人福祉センターの運営費について 補助をする。 【補助対象者】新市社会福祉協議会 【補助対象費】老人福祉センター運営費 2箇所
69	17	030303010404	高齢者福祉	シルバー人材センター運営費補助金	94	佐久市・臼田町は佐久シルバー人材センター に、浅科村・望月町は小諸北佐久シルバー人材 センターに加入しており、差異がある。	合併時、佐久シルバー人材センターに加入し運 営費を補助する。	働く意欲と能力を持つ高齢者の積極的な社会参加の 促進を図るシルバー人材センター運営事業に要する経 費に対し、補助金を交付する。 【補助対象者】佐久シルバー人材センター

70	17	030303010405	高齢者福祉	老人福祉特別事業補助金	95	浅科村が単独で実施している。	老人クラブ活動で同様な事業を実施しており、老人クラブ活動費補助金の対象とするため、合併時廃止する。	
71	17	030303010504	高齢者福祉	外国人高齢者特別給付金支給	96	佐久市・浅科村・望月町が実施している。	合併時、新市において実施する。	佐久市に住民登録を有する外国人で、公的年金の支給を受けることのできない高齢者に対し、特別給付を支給する。 【支給額】月額 10,000円
72	18	030303010601	高齢者福祉	小規模ケア施設整備補助金交付事業	97	佐久市・臼田町・浅科村で実施している。	合併時、新市の区域において実施する。	高齢者に対し、住み慣れた地域において、家庭的雰囲気のもとで、きめ細やかな介護サービスを提供するため、店舗又は住宅の空き家を改造した小規模ケア施設の整備を行うとする団体等が該当整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 【補助対象】 介護保険法・老人福祉法に基づく医療法人等または任意団体が行う事業で、空き家・空き店舗を改造して整備を行う事業を対象とする。 【補助率】 補助対象経費の4分の3以内の額で、補助対象経費は750万円を限度とする。 【その他】取り扱いは佐久市の例による。
73	24	010303010301	高齢者福祉	老人福祉施設(シルバーランドみついで)運営事業	98	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	長期入所定員：80名 一般床 50床 痴呆専用 20床 家族と共に過ごせる居室 8部屋 10床 公設民営の施設として、管理運営を(社)恩賜財団済生会に委託し介護度 1～5までの80名の入所者に対し、その人に適した介護サービスを提供し日常生活の維持を図る。委託方法は済生会に対して委託料を支払う入所の決定、介護報酬等の請求・受領業務は市が行う
74	24	010303010302	高齢者福祉	シルバーランドみついでショートステイ運営	99	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	短期入所定員：20名 公設民営の施設として、管理運営を(社)恩賜財団済生会に委託し要支援・介護度 1～5までの20名の利用者に対し、その人に適した介護サービスを提供し在宅生活を支援する。委託方法は済生会に対して委託料を支払う入所の決定、介護報酬等の請求・受領業務は市が行う
75	24	010303010303	高齢者福祉	シルバーランドみついでデイサービス運営	100	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	通所介護定員：30名 公設民営の施設として、管理運営を(社)恩賜財団済生会に委託し要支援・介護度 1～5までの30名の利用者に対し、その人に適した通所介護サービスを提供し、日常生活能力の維持を図り在宅生活を支援する。委託方法は済生会に対して委託料を支払う入所の決定、介護報酬等の請求・受領業務は市が行う
76	24	010303010401	高齢者福祉	介護施設管理委託事務	101	4市町村とも施設を委託管理している。	合併時、指定管理者制度に基づき実施する。	1.使用者が、行政財産の目的外の収益を伴う事業を実施する場合は施設使用料を徴収する。 2.徴収する使用料については、行政財産の目的外使用の例を参考にし、基準を定める。 3.運営経費・修繕費は受託者負担とする。

77	24	010303010402	高齢者福祉	あいとぴあ臼田ショートステイ運営	102	臼田町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	<p>あいとぴあ臼田 短期入所施設において、概ね65歳以上の虚弱老人等に入所サービスを提供し、閉じこもり防止や在宅介護の支援を図る。</p> <p>【定員】5名 【対象者】概ね65歳以上の虚弱な高齢者及び身体障害者であって身体が虚弱な者 【営業日】12月29日から1月3日を除く毎日 【委託先】新市社会福祉協議会</p>
78	24	010303010403	高齢者福祉	あいとぴあ臼田運営事業	103	臼田町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする	<p>地域の総合福祉施設およびふれあいの拠点として、住民の福祉の増進と意識の高揚を図る。</p> <p>【施設概要】 福祉センター(入浴施設) 保健センター 在宅介護支援センター ボランティアセンター デイサービスセンター(社会福祉協議会貸与) ヘルパーステーション(社会福祉協議会貸与) ショートステイ(社会福祉協議会へ委託)</p> <p>【その他】使用料については、新市において他の会館等との整合を図る。</p>
79	24	010303011301	高齢者福祉	高齢者共同リビング管理運営事業	104	浅科村が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする	<p>ひと暮らしや虚弱な高齢者が同一家屋内で食事等、お互いに生活を共同で行い、ともに助け合うことでそれぞれの加齢による身体機能の低下を補い安心して自立した生活を継続することができるよう高齢者共同リビングを設置運営する。また、隣接している老人福祉センターでの生きがい活動支援サービスを利用しながら総合的な介護予防とする。</p> <p>【入居対象者】 概ね65歳以上のひと暮らしや高齢者世帯に属するもので次に該当する者 介護保険の要介護認定を受けていない者(要支援と認定された者を除く) その他市長が認めた者</p> <p>【居室数】入居:個室6室 短期入所:2床 【委託先】新市社会協議会 【利用料】 入居:1室 36,000円/月 短期入所:1床 1,650円/日 *食費は実費負担とし、利用料に含めない。</p>
80	24	010303011801	高齢者福祉	介護予防拠点施設運営	105	望月町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	<p>高齢者が介護を必要とする状態にならないため、趣味活動などの生きがい対策、健康増進、世代間交流事業を実施する。</p> <p>【施設】 春日交流センター、望月町高齢者生きがい活動センター</p> <p>【事業内容】 介護予防事業(転倒骨折予防、痴呆予防、世代間交流、食生活改善)</p> <p>【職員体制】生きがい活動指導員(臨時:音楽療法士)1名</p> <p>【その他】高齢者の介護予防事業専用施設という位置づけである。</p>

81	24	010303220101	高齢者福祉	介護老人保健施設みすず苑	106	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする	介護保険法第7条第22項及び地方自治体法第244条の2の規定に基づき、要介護状態または要介護状態となるおそれのある者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療、ならびに日常生活上の世話をを行うため、介護老人保健施設を設置しており従前の例により管理運営を行う 【定員】介護老人保健施設：50名 通所リハビリテーション：1日5名
82	24	020303010101	高齢者福祉	シルバーランドみついで施設使用料	107	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする	使用料対象施設：みついでクリニック 徴収対象者：医療法人三世会金沢病院 目的等：シルバーランドみついでは、高齢者福祉の拠点施設のため、保健・医療・福祉の連携が不可欠であることや、地域の住民の医療施設を目的として、医師が常駐の診療所を併設しておりその運営をしている者から施設使用料を徴収する。 使用料：年間使用料額1,372,000円 *公益上必要な医療施設として、行政財産の目的外使用に関する規定に基づき算出。
83	24	020303010107	高齢者福祉	あいとぴあ臼田短期入所施設利用者負担金	108	臼田町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする	あいとぴあ臼田短期入所施設の利用者負担金 【負担金額】1日あたり1,990円 *介護保険施設制度の短期入所報酬単価を参考に設定。 【負担金徴収方法】口座振替を原則とする。
84	24	020303010110	高齢者福祉	望月町老人福祉センター使用料	109	望月町が単独で実施している。	合併時、新市において基準を定め実施する。	1.対象者は65歳以上の高齢者。 2.利用料は無料とする。 3.入浴料については、1人100円を徴収する。
85	28-3	010303010101	高齢者福祉	老人保健福祉計画	110	老人保健福祉計画を新市において策定の必要がある。	各市町村の老人保健福祉計画の目標値を集計し、合併時に新市において計画を策定する	老人保健福祉計画は、地域における老人保健福祉事業全般にわたる供給体制確保に関する計画でありその策定にあたっては介護保険事業計画と一体のものであることから同時期での策定や見直しが必要。
86	28-3	010303010206	高齢者福祉	生活管理指導短期宿泊事業	111	4市町村で実施しているが、利用者負担額・委託料・利用期間・利用施設に差異がある。	合併時、利用者負担金額は1日あたり1,161円、委託料は1日あたり4,590円、利用期間は原則として7日以内、利用施設は佐久圏域内の養護老人ホームとして統一し実施する。	利用者負担金額：1日あたり国の基準介護費用の1割の381円と食費780円とする(生活保護世帯は無料)。 委託金額：4,590円 (内訳)国の基準介護費用：3,810円、食費780円 利用施設は新市で佐久圏域内の施設と契約を締結する。
87	28-3	010303010501	高齢者福祉	生きがい対応型通所介護事業	112	佐久市・臼田町で実施しているが、対象者・利用者負担金額・委託金額に差異がある。	合併時、利用者負担金額は委託金額の1割(100円未満切捨て)と食費の実費とし、委託金額は介護保険制度の要支援報酬単価(加算なし)を基本とし、統一して新市の区域で実施する。	概ね65歳以上の介護保険の対象とならないが、何らかの支援を必要とする高齢者に対し、デイサービスを提供する。 【対象者】概ね65歳以上の者(その他市長が必要と認められた者) 【委託料】1日1人当たり介護保険制度の要支援の介護報酬単価を基本とする。 【利用者負担金額】1回の委託金額の1割相当額(100円未満切捨て)(消費税込み)食事代実費とする。 【負担金徴収方法】口座振替を基本 【委託先】従前の委託先を基本として新市で定める。

88	28-3	010303010502	高齢者福祉	生きがい対応型支援通所事業	113	佐久市・浅科村が実施しているが、利用者負担金額・委託金額に差異がある。	合併時、利用者負担金額は委託金額の1割(100円未満切り捨て)と食費の実費とし、委託金額は介護保険制度の要支援報酬単価を基本とし、統一して新市の区域で実施する。	介護保険の対象とならないが、虚弱な在宅ひとり暮らし老人等に対し施設へ通所させ、日常動作訓練等の各種サービスを実施し、要介護状態になることを予防し、地域の中で自立した生活の継続を支援するため、生きがい活動支援サービスを提供する。 【対象者】概ね65歳以上の高齢者(その他市長が必要と認めた者) 【委託料】1日1人当たり介護保険制度の要支援の報酬単価を基本とする 【利用者負担金額】1回の委託金額の1割相当額(100円未満切り捨て)、食費代実費とする。 【負担金徴収方法】口座振替を基本 【委託先】従来どおり
89	28-3	010303010504	高齢者福祉	軽度生活支援事業	114	4市町村で実施しているが、利用者負担金額・委託金額に差異がある。	合併時、利用者負担金額は介護保険制度報酬単価の1割に、委託金額は介護保険制度の報酬単価に統一して新市の区域で実施する。	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で日常生活上の援助が必要なものに対し、簡易な日常生活上の援助の提供により日常生活の援助を行い、在宅での自立した生活の継続を可能にし、要介護状態への進行予防を図る。 【対象者】概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で日常生活上の援助が必要なもの 【サービス内容】ホームヘルパーなどによる簡易な日常生活上の援助サービス 【利用者負担金額】介護保険制度の報酬単価の1割 *参考 家事援助の報酬単価の1割額 1時間未満:153円 1時間~1時間30分以内:222円 【委託金額】介護保険制度の報酬単価 【利用者負担金徴収方法】口座振替を基本 【委託先】従来どおり
90	28-3	010303010507	高齢者福祉	老人日常生活用具貸与 給付	115	4市町村で実施しているが、貸与給付物品・対象者・要件に差異があり、浅科村・望月町が利用者負担金を徴収している。	合併時、統一した基準を定め新市の区域で実施する。	高齢者の福祉向上を図るため、日常生活用具を貸与または給付する。 【利用者負担金】無料 【貸与 給付物品】 佐久市の品目及び国庫補助対象品目とする。ただし、在庫品(特殊寝台・エアマット車いす)の貸し出しについては、介護保険制度と重複するため、現在あるものを使用し、新たな購入はしないものとする。 【対象者 要件】 物品ごとに定めることとし、詳細は佐久市の例による。ただし、電動ベッドについては介護保険給付の対象者は除く
91	28-3	010303010511	高齢者福祉	福祉基金活用事業	116	4市町村が福祉基金を設置し運用収益で事業を実施しているが、活用している事業に差異がある。	合併時、基金の運用収益を高齢者福祉事業に活用する	設置されている福祉基金の運用収益は、高齢者福祉事業に活用することとし、活用する事業の詳細は、調整する。



92	28-3	010303010518	高齢者福祉	家庭ごみ収集支援事業	117	浅科村が単独で実施している。	合併時、浅科村の例を基本とし、利用者負担金を徴収して、新市の区域で実施する。	<p>概ね65歳以上の独居老人等で身体的機能低下により家庭ごみを市の収集指定場所まで搬出することが困難な者に対し、市の委託した事業者が巡回し、回収を行うと同時に安否確認を行う。家庭ごみの分別は、本人若しくはヘルパーが行い、それを委託事業者が回収する。</p> <p>【対象者】 概ね65歳以上の高齢世帯及びひとり暮らし高齢者や障害者等で身体的機能低下により収集指定場所までの搬出が困難な世帯</p> <p>【実施方法】委託事業者が定期的に訪問し、ごみ収集を実施するとともに安否確認を行う</p> <p>【実施回数】可燃ごみ・ビニールごみ等 週1回 その他：月1回</p> <p>【利用者負担金】収集1回あたり100円</p> <p>【委託先】新市において決定する。</p>
93	28-3	010303010519	高齢者福祉	独居老人事故防止活動	118	浅科村が単独で実施している。	民生委員活動を始めとした地域ケア体制の充実を図ることにより、独居老人事故防止に対応するため、合併時廃止とする	
94	28-3	010303010522	高齢者福祉	家庭介護者支援 交流事業	119	4市町村で実施しているが、事業内容に差異がある。	合併時、事業内容を統一し、新市の区域で実施する。事業の委託先については新市社会福祉協議会とする	<p>高齢者を介護している介護者の心身の元気回復（リフレッシュ）を図るため、介護から一時的に解放し、日帰り旅行や施設見学などを活用した介護者相互の交流会などを実施する。</p> <p>【委託先】新市社会福祉協議会</p> <p>【事業内容実施方法】 臼田町の例を基本に統一して在宅介護者リフレッシュ事業、介護者講座による介護者交流、介護者相談等を行う</p>
95	28-3	010303010530	高齢者福祉	福祉バス運行委託事業	120	佐久市・臼田町・浅科村で実施しているが、運行形態・料金額に差異がある。	合併時、金額は大人100円を基本とし、運行形態を統一させながら、地域の実情に応じ新市の区域で実施する。	<p>地域の実情に応じて運行経路や運行形態等の調整を図り運行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.運行は千曲バスが実施し運行にかかる経費から運賃収入を差し引いた額を交付する。</li> <li>2.乗車料金は大人100円、子ども(小学生)50円、小学生未満は無料(保護者同伴とする)、障害者は半額とする。</li> <li>3.臼田町の馬坂・広川原地区及び新市においてそれと同様な地域については、上記とは別に地域の実情に応じた対応をする。</li> </ol>
96	28-3	010303010533	高齢者福祉	独居老人等給食サービス事業	121	佐久市・臼田町で実施しているが、実施内容に差異がある。	合併時、新市社会福祉協議会への補助事業として実施する。	<p>ボランティアを活用し、栄養のバランスや季節感等を考慮した調理と訪問配食を行うことにより、安否確認や健康状態の異常等の早期発見を図る。併せて孤独感の解消による安定感の充実を図る。また、ボランティア活動の活発化を資する。</p> <p>【対象者】 市内に住所を有する、概ね70歳以上の自分では調理が困難なひとり暮らしの虚弱な者及び80歳以上の虚弱状態にある夫婦世帯若しくは身体障害1・2級程度の一人暮らしの障害者</p> <p>【実施方法】 新市社会福祉協議会が実施するボランティア・民生委員会・JA女性部等を活用した調理と各戸訪問配食の事業に対し補助を実施する。</p> <p>【利用者負担金】食材費相当分</p> <p>【その他】補助額は新市社会福祉協議会と協議する。</p>

97	28-3	010303010605	高齢者福祉	基幹型 地域型 在宅介護支援センター運営事業	122	1.基幹型在宅介護支援センターは、佐久市は、通常型、臼田町・浅科村・望月町は小規模基幹型在宅介護支援センターが設置されており、国の基準により1箇所調整する必要がある。 2.地域型在宅介護支援センターは、佐久市・臼田町・望月町が委託で実施しており、浅科村は小規模基幹型在宅介護支援センターが兼ねて直営で実施している。また、佐久市・臼田町・望月町とで事業内容に差異がある。	1.基幹型在宅支援センターは、合併時、佐久市の基幹型在宅支援センターに一本化し、臼田町・浅科村・望月町の小規模基幹型在宅介護支援センターは地域型在宅介護支援センターとする。 2.地域型在宅介護支援センターは、合併時、当面は現行どおりとし、小規模基幹型在宅介護支援センターから移行した地域型在宅介護支援センターの事業内容は、当面現行のままとする	一本化された基幹型在宅介護支援センターが実施する詳細な事業内容については、事務取扱要領を別に定めて実施する。 各地域型在宅介護支援センターの業務内容は、合併時は現行の事業支援センターの事業内容は、当面現行のままとする。 附票参照P 23
98	28-3	010303011003	高齢者福祉	痴呆症高齢者介護者支援	123	佐久市・臼田町で実施しているが、実施方法に差異がある。	合併時、実施内容を統一して実施する。	痴呆性高齢者を介護している介護者の心身の負担を軽減し、相互の交流を図ることを目的に講演会や介護相談等を実施し、介護者の支援を図る。 【対象者】痴呆性高齢者を介護している者。 【内容】講演会、介護相談、相互の情報交換・交流等
99	28-3	010303011104	高齢者福祉	在宅要介護者歯科保健推進事業	124	佐久市・浅科村で実施しているが、事業内容に差異がある。	合併時、事業内容を統一して実施する。	在宅要介護者に対する歯科保健事業の円滑な推進のため訪問歯科健診等を実施する。 【事業内容】 訪問歯科健診 歯科住診治療 口腔衛生指導 事業実施にあつての詳細は佐久市の例による。
100	17	030304010111	保健	コウノト皮援事業補助金	125	臼田町が単独で実施している。	合併時、臼田町の例を基本に新市の区域で実施する。	少子化対策の一環として、不妊症に関する医療保険診療外の治療費に対して助成を行う 【助成対象者】1年以上市内に住所を有する子供のいない夫婦。 【助成額】治療費の3割とし、年額8万円を限度とする。
101	17	030304010112	保健	インフルエンザ予防接種自己負担免除者補助金	126	浅科村・望月町で実施している。	インフルエンザ予防接種は、新市において各種予防接種事業で統一して実施し、自己負担分が免除となる者についても現金による補助金支給ではなく各種予防接種事業の無料券交付とするため、合併時廃止する。	
102	17	030304010117	保健	小諸看護専門学校補助金	127	佐久市・浅科村・望月町で実施している。	合併時、新市において実施する。	看護師の養成を目的に、小諸看護専門学校へ補助金を支給する。
103	17	030304010402	保健	精神障害者家族会補助金	128	浅科村が単独で実施している。	新市において、精神障害者家族会へ事業等を委託することにより家族会の活動を支援するため、合併時廃止する。	
104	17	030304010503	保健	佐久歯科医師会 公衆衛生研修協力補助金	129	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において実施する。	佐久歯科医師会・北佐久歯科医師会が行う公衆衛生事業の推進に対し補助金を交付する。
105	17	030304020102	保健	健康診査補助金	130	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例により新市の区域で実施する。	市民が健康についての認識と自覚の高揚を図るため、医療機関が行う健康診査の受診者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 【補助対象者】 医療機関が行う40歳以上の健康診査受診者でその受診料が5,000円以上を要する者 【補助金】1人1,000円とし、年一回を限度とする。
106	23	010304041301	保健	佐久市立浅間総合病院	131	佐久市が単独で自治体病院を開設している	合併時、現行どおりとする。	市民の健康保持に必要な医療及び介護を提供する。
107	23	010304051403	保健	浅科村国保診療所	132	浅科村が単独で実施している	合併時、現行どおりとする。ただし、医師の派遣については病院との協議による。	住民の健康維持・増進のため、療養の指導及び健康相談等の医療業務を行う

108	23	010304061501	保健	へき地内山出張診療所運営事業	133	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	へき地内山地区住民(他の地区の者も含む)に対する、保険給付及び健康の保持のため、へき地診療所を設置する。
109	23	010304070101	保健	春日出張診療所開設事業	134	望月町が単独で実施している。	合併時、新市において現行どおり実施する。	春日地区における医療の確保のため、現行の3医療機関(川西赤十字病院 岡田医院 高橋医院)で、各医療機関が毎月2回ずつ出張診療所を開設する。
110	23	020304020101	保健	国保病院 診療所往診車使用料	135	佐久市 浅科村が実施しており 使用料額に差異がある。	合併時、基準を定めて統一する。	往診等で車を使用する場合に使用料を徴収する。 【使用料額】 2km以下 :1回 500円 2km以上 :500円に1km増すごと250円追加 距離は往診先までの片道で算出。
111	23	020304020102	保健	国保病院 診療所手数料	136	佐久市 浅科村が実施しており 手数料額に差異がある。	合併時、基準を定めて統一する。	文書手数料の料金を定める。詳細は浅間病院の例による。
112	23	030304040101	保健	浅科村国保診療所負担金	137	浅科村が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	医療施設負担金(国保連合会):40,000円 佐久広域防火管理者会費:4,000円
113	25	010304010202	保健	保健対策推進協議会	138	佐久市 望月町で協議会等を設置し実施している。	合併時に、新市において協議会を統一して設置する。	住民健康づくり対策や各種保健事業の推進について、協議会等を設置し、総合的に審議する。詳細は佐久市の例による。
114	25	010304010203	保健	保健福祉推進委員会	139	臼田町が単独で実施している。	新市で設置する保健対策推進協議会と同様な事業内容であり、そこに統一するため、合併時廃止する。	
115	25	010304010402	保健	予防接種健康被害調査委員会	140	佐久市 臼田町で実施している。	合併時に、新市において実施する。	予防接種による住民の健康被害に対する適正かつ円滑な処理について調査・審議するため、調査委員会を新市において設置する。 【任務】 -予防接種による健康被害の発生に際し、該当事例について長の諮問に応じ調査審議する。 -委員は、当該諮問に係わる調査、審議が終了した時は解任される。 【その他】 -保険については、対応する各種保険があるので、有利なものに加入する。
116	28-3	010304010101	保健	健康づくり21/保健計画	141	佐久市は計画を策定しており 臼田町 望月町は策定中、浅科村は未策定と扱いが異なっているが、新市において策定の必要がある。	合併後1年以内に新市において計画を策定する	国の「健康日本21」や「健康グレートアップながの21」「すこやか親子21」の基本理念を踏まえ、健康づくり21計画を策定する。市民の健康づくりに関する意識や関心をより一層高め、健康長寿都市の実現を目指していくため策定するとともに併せて保健計画を策定する。
117	28-3	010304010201	保健	保健センター管理運営	142	佐久市浅科村に保健センターがあるが管理運営方法が異なっている(臼田町はあいどぴあ臼田に同様な機能がある。)	現在ある保健センターの各機能を残し、保健事業に対応できるよう 合併時に新市において条例で統一的管理運営を行う	保健センターの管理運営に関し必要な事項を条例で定める。 1つの保健センターを中心に、分散型で事務事業を行えるように対応し、各市町村にある保健センター機能は合併後もその機能を残し保健予防事業等を行う

118	28-3	010304010302	保健	無医地区出張診療所診療業務	143	佐久市・望月町が実施している。	合併時、過去の経過を踏まえて現行どおり実施する。	1)大沢新田公民館(佐久市) 第1・3火曜日 委託先:小山医院 2)湯沢公民館(望月町) 毎週金曜日 委託先:岡田医院 3)長者原公民館(望月町) 毎週火曜日 委託先:布施診療所 診療実施日等については、新市において調整する。
119	28-3	010304010401	保健	各種予防接種	144	4市町村で実施しているが、接種方法・接種委託料・接種自己負担金額に差異がある。	1.合併時、予防接種法(結核予防法)に基づく予防接種を実施する。 2.接種方法の集団・個別を統一する。 3.接種自己負担金額はインフルエンザ1,000円とし他は無料とする。 4.接種委託料はワクチン購入費を含めた金額とし、医師会等委託先と調整のうえ決定する	予防接種法に基づく予防接種を行う 一類疾病...ジフテリア、百日せき急性灰白随炎(ポリオ)、麻心、日本脳炎、破傷風、政令で定める疾病 二類疾病...インフルエンザ(高齢者であって政令で定める者) 集団及び個別の区分は臼田町・浅科村の方法により接種委託料は臼田町の例を基本とする。
120	28-3	010304010403	保健	予防接種医療廃棄物処理委託	147	4市町村で行っているが処理方法に差異がある。	合併時、新市において実施する。	予防接種(集団)時の注射針等の廃棄処理方法は佐久市の方法により行う
121	28-3	010304010609	保健	保健福祉行政懇談会	148	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	医師会に所属する市内医師との意見交換会を行う
122	28-3	010304031016	保健	妊産婦あんしん育児支援事業	149	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例により新市の区域で実施する。	妊婦と生後1歳未満の乳児と母親を対象に、産科医と小児科医の連携により、育児相談・指導を実施し、育児の負担感や育児不安の軽減・解消を図る。 【対象者】妊娠中から生後1歳未満の妊産婦と生後1歳未満の乳児 【実施方法】母子手帳交付時に受診票を交付し、妊産婦が産科医に相談。産科医からの紹介状を持参して小児科医受診。小児科医より育児指導を受ける。
123	28-3	010304031201	保健	遠隔医療推進事業	150	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	新市発足後、対象となる地域等を検討して実施する。
124	16	010305010201	介護保険	介護保険料賦課徴収	151	4市町村とも同様に実施しているが、普通徴収の保険料の納期が、佐久市・臼田町は12期で、浅科村・望月町は8期で差異がある。	合併時、普通徴収の納期は12期とする。	普通徴収の保険料の納期を12期とする。納期が8期の場合、所得確定後に保険料額を決定するため、被保険者には理解しやすい賦課となる反面1期あたりの納付額が高くなり、年金額が少額の方には負担が大きい。12期の場合、納付書の発送が仮算定4月と、本算定の7月の2回となり、事務量が多くなることや、年度の途中で保険料額が変わることがあるが、被保険者の1期あたりの納付額が低くなる。以上から納期を12期とする。 事務処理についても佐久市・臼田町の例により納付書を発行するなど、統一して実施する。
125	17	010305010502	介護保険	単独低所得利用者負担対策	152	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	【対象者】市町村民税非課税世帯で、介護保険の高額介護サービス費の上限が最も低い所得区分に属する者(生活保護受給者を除く)または、これに準ずると市長が認めたる者 【援護金の額】在宅サービスを利用したそれぞれの月の利用者負担金額の30%を支給
126	25	040305010101	介護保険	介護保険事業計画策定懇話会	153	4市町村とも同様に実施しているが、委員の構成・委員数・委員報酬に差異がある。	合併時、新市において設置する。	【目的】介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定事業の推進を図るための審議を行う 【委員数及び報酬】非常勤特別職報酬等の取扱いによる。

127	28-3	010305010105	介護保険	介護保険事業計画策定	154	新市において介護保険事業計画策定の必要がある。	合併時、新市において計画を策定する。	合併時に介護保険事業計画を策定し、新市の介護保険料を算定する。介護保険法第117条に準じて定められている介護保険事業計画について、保険料を統一するため、合併時に計画を策定する。
128	28-3	010305010303	介護保険	介護相談員派遣事業	155	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	介護保険の利用者が適切なサービスが受けられるよう介護サービスの質の向上を図るため、新市において事業を実施する。 市が委託した介護相談員が介護サービスの提供の場を訪問し、介護サービス利用者の話を聞き、利用者の疑問や不満・不安等の解消を図るとともに、介護サービス利用者と提供者との橋渡し役を行い、サービス提供者の質の向上を図る。 【派遣先介護サービス】介護老人福祉施設入所者、介護老人保健施設入所者

各市町村の現況については、添付した現況調書に記載されている。